

# 狩猟免許等取得支援事業補助金交付要綱

(平成25年5月9日制定)

(平成27年5月29日一部改正)

(令和2年10月13日一部改正)

(令和3年5月26日一部改正)

(令和5年3月27日一部改正)

## (趣旨)

第1条 この要綱は、狩猟免許等取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 この補助金は、中山間地域を中心に鳥獣による農林業被害が深刻化していることにかんがみ、新たな鳥獣の捕獲の担い手を確保することで被害の軽減を図り、もって野生鳥獣の管理及び中山間地域の振興に寄与することを目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において「第一種銃猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）第39条第2項に規定する第一種銃猟免許をいう。

2 この要綱において「狩猟者登録」とは、鳥獣保護管理法第55条第2項に規定する狩猟者登録をいう。

3 この要綱において「わな猟免許」とは、鳥獣保護管理法第39条第2項に規定するわな猟免許をいう。

4 この要綱において「銃の所持の許可」とは、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による銃の所持の許可をいう。

## (交付の対象及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 新たに山口県内（以下「県内」という。）で第一種銃猟免許を受け、当該第一種銃猟免許を受けた日の属する年度の末日までに県内で第一種銃猟の狩猟者登録を受けた者であること。

(2) 新たに県内でわな猟免許を受け、当該わな猟免許を受けた日の属する年度の12月末日までに県内でわな猟の狩猟者登録を受けた者であること。

2 1人当たりの補助金の額は、次のとおりとする。

区分	補助金額
前項第1号に該当する者	20,000円
前項第2号に該当する者	15,000円

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する申請書は、狩猟免許等取得支援事業助成金交付申請書（別記第1号様式）とし、狩猟者登録を受けた後、速やかに知事に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 規則第11条の実績報告書の提出については、前条の申請書の内容と特段の変更がない限り、県職員の書類審査をもって替えるものとする。

2 前項に規定する書類審査においては、第4条第1項各号に規定する要件をすべて満たすことを確認するものとする。

(交付の請求)

第7条 補助事業者等は、規則第12条の規定により補助金の額の確定の通知を受けたときは、補助金交付請求書（別記第2号様式）を知事に提出するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成25年5月9日から施行し、平成25年度分の事業から適用する。

この要綱は、平成27年5月29日から適用する。

この要綱は、令和2年10月13日から適用する。

この要綱は、令和3年5月26日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第5条関係）

## 補助金交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所  
ふりがな  
氏 名  
(連絡先電話番号 )

年度において、狩猟免許等取得支援事業補助金の交付を受けたいので、山口県補助金等交付規則第3条の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

(1) 第4条の1(1)に該当する者は、銃の所持許可証の写し

別記第2号様式（第7条関係）

## 補助金交付請求書

金 円也

ただし、 年( 年) 月 日付け 第 号をもって補助金の  
交付額の確定を受けた 年度狩猟免許等取得支援事業補助金  
上記のとおり請求します。

年 月 日

山口県知事 様

住 所

ふりがな  
氏 名

(連絡先電話番号 )

口座 振替 金融 機関	銀行 支店
	1 普通預金 2 当座預金 口座番号
口座名義 (フリガナ)	